

人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画

HUMAN RIGHTS

HUMAN RIGHTS

前 橋 市

は　じ　め　に

21世紀は「人権の世紀」と言われています。これは、20世紀が二度の世界大戦を経験し、多くの尊い命が犠牲となったことを反省し、平和と人権が守られる世界を築こうとする願いが込められているからです。

「人権」とは、人が人らしく生きていくために、社会によって認められている権利であり、誰もが生れながらにして持っている、誰からも侵される事のない基本的な権利です。

しかし、現実には、差別や偏見、虐待などさまざまな人権問題が存在しています。

そこで、本市では平成15年に、「人権教育のための国連10年前橋市行動計画」を策定し、多くの市民の皆さんに人権問題の正しい理解と認識を得ていただくよう、地域に根ざしたさまざまな啓発活動を推進してきました。

このたび、この行動計画を引き継ぎ、「一人ひとりを尊重する社会の推進」によって「人もまちも生き生きと輝く『生命都市いきいき前橋』の実現」を図るため、「人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画」を策定しました。

今後は、この「基本計画」に基づき、全市をあげて、より一層の人権施策を総合的に推進して、差別や偏見のない明るい社会を目指してまいります。

平成23年8月

前橋市長 高木政夫

目 次

第1章 基本的な考え方

- 1 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 人権教育及び啓発の定義・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 人権に関する市民意識調査の結果概要・・・・・・・・ 4

第3章 人権教育、啓発の推進

- 1 人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 学校教育における推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 社会教育・家庭教育における推進・・・・・・・・ 9
- 2 人権啓発の推進
 - (1) 市民に対する啓発・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 企業等に対する啓発・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 主な課題別施策の推進

- 同和問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 女性の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 子どもたちの人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 高齢者の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 障害者の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 外国籍の人たちの人権・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- HIV感染者、ハンセン病患者等の人たちの人権 18
- 犯罪被害者やその家族の人権・・・・・・・・・・・・ 19
- インターネット悪用による人権問題・・・・・・・・ 20
- その他の人権課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第5章 人権に関係の深い職業従事者に対する人権教育、啓発の推進

- 1 行政職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 教職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3 社会教育関係者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

| | | |
|---|-----------|----|
| 4 | 医療、福祉関係者 | 21 |
| 5 | 消防職員 | 22 |
| 6 | マスメディア関係者 | 22 |

第6章 計画の推進

| | | |
|---|-----------|----|
| 1 | 庁内の推進体制 | 23 |
| 2 | 関係機関との連携 | 23 |
| 3 | 計画の評価と見直し | 23 |

《 資 料 》

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 世界人権宣言 | 24 |
| 2 | 日本国憲法（関係条文） | 30 |
| 3 | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | 33 |

第1章 基本的な考え方

1 策定の背景

(1) 世界の状況

20世紀における二度の世界大戦の反省から、1948年の第3回国連総会で「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。この「世界人権宣言」は、国際的な人権保障の理念と基準を示し、すべての人が、誰でも、いつでも、どこでも、等しく人権が保障されなければならないことを明らかにした画期的な意義を持つものでした。

その後、国連では、世界人権宣言を実効あるものとするため、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」など人権に関する多くの国際規範を採択して取り組みを進めてきました。しかし、世界の各地では、人種や民族、宗教の違い、政治的な対立や経済的利害の対立により戦争や迫害、差別が生じ、人権が侵害され生命の危険までが生じている現状があります。

1994年（平成6年）の第49回国連総会において、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までを「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、人権という普遍文化の構築を目指した取り組みとして「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。その後、この計画終了後の取り組みを進めるため、2004年（平成16年）の国連総会において「人権教育のための世界計画決議」が採択されました。

(2) 国内の状況

わが国においては、1947年（昭和22年）に基本的人権の尊重を基本原則とする日本国憲法が施行され、1956年（昭和31年）には国連に加盟し国際社会の仲間入りを果たしました。そして、「国際人権規約」をはじめ、重要な人権条約を批准して基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

しかしながら、日本国内の人権に関する現状については、国連の規約人権委員会などの機関から、同和問題や女性、外国人等さまざまな人権問題が存在するとの指摘を受けています。

こうした中、1997年（平成9年）7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。この計画では、人権という普遍的文化を構築することを目的に、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害

者などの問題を重要な課題とし、あらゆる場を通じて人権教育を積極的に行うことを目標としています。

その後、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会からの答申を踏まえた諸施策により一層の推進を図るため、2000年(平成12年)12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、同法に基づき、2002年(平成14年)3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、その中で、人権教育・啓発に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが、国及び地方公共団体の責務とされました。

群馬県では、2000年(平成12年)5月に「人権教育のための国連10年群馬県行動計画」を策定し、各種人権教育・啓発事業を積極的に推進してきました。その後、この行動計画5年間の成果と課題を踏まえ、2005年(平成17年)以降の新たな計画として「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定し、さまざまな人権問題に対する正しい理解、認識を一層深め、偏見や差別のない明るい地域社会を築こうとする取り組みを行っています。

(3) 本市の状況

本市の人権施策については、従前より「総合計画」の中で分野ごとに取り組みを行ってまいりましたが、国や県における行動計画策定の動向を踏まえ、2003年(平成15年)に「人権教育のための国連10年前橋市行動計画」を策定し、地域の実情や問題点の把握に努めながら、さまざまな取り組みを行ってまいりました。平成20年度からスタートした「第六次前橋市総合計画」において「人もまちも生き生きと輝く『生命都市いきいき前橋』の実現に向けて」をスローガンにさまざまな施策を実施することになりました。なかでも「市民力・地域力を生かした市政を運営する」ことは重要な柱であり、「一人ひとりを尊重する社会の推進」が大きな鍵を握っているととらえています。また、本市は平成21年に中核市へ移行するとともに、富士見村との合併も果たし人口34万人を有する都市に成長しました。本計画は、これまでの取り組みを一層推進するために「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき具体的な施策についての指針とすべく策定するものです。

2 人権教育及び啓発の定義

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神のかん養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く)」と定義されています。

また、国の基本計画の中では、人権教育については、人々が自らの権利を使用することの意義、他人に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、さまざまな課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことと、人権啓発については、国民の一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動がとれることだと定義しています。

3 計画の目標

本市は、第六次総合計画の中で、市民誰もが安全に安心して、生き生きと暮らすことが出来る「生命都市いきいき前橋」の実現を目指すことを目標として掲げています。

この目標を実現するために、人権課題担当部署での取り組みはもとより、相互に連携した取り組みを図る体制を整備・充実しながら人権施策を効果的かつ総合的に推進します。

推進にあたっては、学校、地域、家庭等さまざまな場を通じて、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、人権感覚を磨く取り組みが重要なことから、これを体得できるよう多様な機会を提供するとともに、より効果的な内容や手法を工夫してまいります。

第2章 人権に関する市民意識調査の結果概要

平成19年7月に、本計画作りの基礎資料とするため、無作為に抽出した市内在住の20歳以上の男女2,500人を対象に「人権に関する市民意識調査」を実施しました。817名の方から回答があり、有効回答率は32.7%でした。以下に、主な回答結果を紹介します。

人権に関する一般的意識

(設問)

- ・ 関心のある人権課題

人権課題で関心があるものは、高齢者の人権(48.3%)、障害者の人権(46.5%)、子どもの人権(45.9%)、女性の人権(40.6%)が4割を超え、身近な問題に対する関心が高くなっています。

人権侵害の経験

(設問)

- ・ ここ5年間に、自分や自分の家族の人権が侵害されたと思っただことがありますか。

人権を侵害されたことが「ある」と回答した人は15.7%で、およそ6人に1人の割合となっています。また、その内容は「あらぬうわさや悪口・かげ口」が4割を超えています。

女性の人権

(設問)

- ・ 女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことについてですか。
- ・ これから女性の人権を守るために、どうしたらよいと思いますか。

女性の人権が尊重されていないと感じるのは、「職場における男女の待遇の違い」と「男女の固定的な役割分担意識」で4割を超えており、女性の人権を守るには「男女共に家庭と仕事の両立できる支援の充実」を挙げた人が6割を大きく超え、特に女性でそう感じていることが顕著です。

子どもたちの人権

(設問)

- ・ 子どもに関する事柄で、特に人権上問題があると思われることはどのようなことですか。
- ・ 子どもの人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

子どもの人権上の問題については、半数以上が「仲間はずれや身体への直接攻撃などのいじめ」と「保護者などが虐待したり育児放棄をする」を指摘しています。

子どもの人権を守るためには、「温かい家庭を作る」(家庭の役割)、「子どもに思いやりを教える」(家庭・学校・地域の役割)、「教師の能力・資質の向上」(学校の役割)などが必要だと感じている人の割合が高くなっています。

高齢者の人権

(設問)

- ・ 高齢者に関する事柄で、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
- ・ 高齢者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。

高齢者の人権上の問題については、「看護や介護が不十分」と感じている人が3割を超えており、「経済的な保証が不十分」、「家族や地域社会からの孤立」、「悪徳商法の被害」が続いています。そして、高齢者の人権を守るためには、「生活の安定」が第一と考える人が5割を超えています。

障害者の人権

(設問)

- ・ 障害者に関する事柄で、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
- ・ 障害者の人権を守るため、行政としてどのようなことを行えばよいと思いますか。

障害者の人権上の問題については、三つの障害に共通して「希望する職業に就けない」という回答が多くなっており、身体障害者では「まちの中で暮らしていくのに不便がある」、知的障害者と精神障害者では「地域社会から孤立しがちである」が顕著となっています。

障害者の人権問題について行政としてどのようなことを行えばよいかということについては、精神障害者では「保健・医療施設の充実」が、身体障害

者と知的障害者では「雇用促進などの就労の援助」が重要だと感じている人の割合が高くなっています。

同和問題

(設問)

- ・「同和地区」(部落)と呼ばれている地区があること、あるいは「同和問題」「部落差別」とか言われることがあるのを知っていますか。
- ・同和問題にかかわる差別はなくなったと思いますか。
- ・同和問題を解決するには、どのようにしたらよいと思いますか。

同和地区や同和問題について、約8割の人が「知っている」と回答していますが、20歳代は7割に届かない状況です。また、同和問題にかかわる差別について、「少しは残っている」が4割で、「まだある」を併せ「残っている」とする人の割合は6割を超えています。

同和問題の解決のために必要なことは、「人権を大切にする教育、啓発活動を行う」が半数にのぼり最多となっています。

外国籍の人たちの人権

(設問)

- ・外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。

外国人の人権を守るためには、「外国の文化や生活習慣への理解を深める」が7割にのぼり圧倒的多数です。

感染者の人たちの人権

(設問)

- ・エイズ患者、HIV(エイズウィルス)感染者及びハンセン病患者等の人権を守るためには、行政はどのようなことを行えばよいと思いますか。

エイズ患者やハンセン病患者等の人権を守るためには、6割を超える人が「正確な情報提供による偏見・差別の解消」が重要だと回答しています。

犯罪被害者やその家族の人権問題

(設問)

- ・犯罪被害者等の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。

犯罪被害者等の人権が守られるためには、7割の人が「プライバシーに配慮した取材活動や報道」が重要だと回答しています。

インターネットの悪用による人権問題

(設問)

- ・インターネットの悪用による人権侵害を解決するためには、どのようなことが必要だと思いますか。

インターネットの悪用による人権侵害を解決するための方策では、7割の人が「違法情報発信者への監視、取り締まりの強化」が必要だと回答しています。

本市では、これらの調査結果を踏まえ計画を策定しました。

第3章 人権教育、啓発の推進

1 人権教育の推進

(1) 学校教育における推進

学校教育活動全般にわたる人権教育の推進

人権教育は、学校教育のあらゆる場面において展開されなくてはなりません。そのため、平成22年度「まえばし学校教育充実指針」の重要項目として、道徳・人権教育の推進を掲げています。

すべての学校に人権教育主任を配置し、人権意識を育む授業づくり、人権週間における取り組みの工夫などにより、学校における人権教育の充実を図ります。さらに、各校の人権教育主任により組織された前橋市小中養護学校人権教育主任会と教育委員会が連携し、各種の研修会等を開催するなど、全市的な取り組みも推進していきます。

基礎学力の充実

基本的人権の一つである学習権を保障するため、基礎学力の向上を図れるように、基礎基本確認テストのさらなる改善・充実により、一人ひとりの基礎学力の確実な定着を目指します。また、教職員の指導力向上のため、指導主事による計画訪問や出前研修、教職員が自身の課題に応じて受講できる希望研修などの一層の充実を図ります。

道徳教育の充実

各学校では、道徳教育推進教師を中心に道徳教育の全体計画及び年間指導計画を作成するなど、新学習指導要領を踏まえた道徳教育を推進します。また、道徳主任会や教科別道徳研究校が中心となり、道徳的価値の自覚を深める授業の開発に努めます。さらに、現代的な課題となっているルールやマナー、思いやりなどについて学ぶ機会を充実させるとともに、いじめや虐待の早期発見や適切な対応についても充実していきます。そのため、各学校において、「心のノート」「ぐんまの子どものためのルールブック50」などの積極的な活用を図ります。

(2) 社会教育・家庭教育における推進

社会教育・家庭教育が担う使命として地域の今日的課題（少子高齢化、核家族化、多文化間の共生・性別間の共生など）に対応し、人々が互いに「人間の尊厳」を尊重し合えるような社会を構築するために、市民の誰もがいつ

でもどこでも学べる環境づくりを推進し、家庭や地域の教育力を向上させることが必要となっています。

これまでも、公民館等の社会教育施設における講座や人権学習の機会提供など、学習活動を進めてきましたが、今後も学習機会や情報提供、指導者養成支援等を通して、公民館等を中心に地域の特性を活かした人権教育の推進に努めます。

家庭教育の充実

公民館等の社会教育施設では、生涯学習の視点に立って、あらゆるライフステージに応じた学習機会の充実に努めますが、家庭教育はすべての教育の出発点であり、家族とのふれあいを通して、他者への共感や善悪の判断、人間の尊厳、生命の尊重など人権意識の基本的学習の場として重要な役割を果たしています。また、家庭内においては、子どもに対する虐待・育児放棄などの人権問題以外に、高齢者に対する介護放棄、配偶者によるドメスティック・バイオレンスなどのさまざまな人権問題が生じており、そのような課題を抱える家庭や親たちそして子どもたちを支援していくことの必要性が高まっています。

そこで、市内のすべての地区公民館で開設している家庭教育学級をさらに活性させ、すべての人が互いに尊重し合い、共に生きがいを持って暮らせることを目指し、家庭教育の充実に努めます。

地域における人権教育の充実

人権に関する問題の解決に向け、地域における人権教育の指導者として明るく住みよいまちづくりを推進していただくために、教職員、PTA役員、市職員、社会教育団体関係者を対象にした「人権教育指導者研修会」を開催します。また、公民館報、人権啓発パネル展等による人権啓発を進め、人権教育の充実に努めます。

2 人権啓発の推進

(1) 市民に対する啓発

一人ひとりの人権が互いに尊重される社会は、市民一人ひとりの自覚と努力によって築き上げられていくものです。地域や家庭、学校、職場等で、市民自らが社会の一員として人権尊重を担う立場にあるということを認識し、主体的に人権の啓発に取り組むことが、広く本市における人権文化の創造を実現するために必要となります。

このような視点に立って、すべての市民に対し、あらゆる機会を通じた人権啓発（学習・研修機会、広報・情報の提供等）に努めていきます。

（２）企業等に対する啓発

企業は、地域社会において、豊かな社会づくりに貢献するという社会的責任を担っています。特に近年、地球環境の保全や男女共同参画社会の実現、高齢社会への対応や障害者の雇用等、適切な対応が強く求められています。また、公正な採用・配置・昇任をはじめとする職場環境の整備等、企業内における人権尊重への配慮も求められています。

このため、商工会議所等関係機関とも連携を図りながら、企業に対し人権問題に関する研修の開催や講演会への参加を積極的に働きかけ、人権意識の高揚に努めます。

第4章 主な課題別施策の推進

同和問題

(1) 現状と課題

同和問題の早期解決を図るための同和行政は、昭和44年の「同和対策事業特別措置法」の施行以来33年間、3度にわたり制定された特別措置法に基づき積極的に推進されてきました。

その結果、特別対策については、概ねその目的を達成できる状況になったことから、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14年3月末日をもって失効しました。これに先立ち、同年3月14日に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえること、及び同和問題解決に向けた積極的な国の施策が示されました。このことは、33年間の特別措置法の終了が同和問題の解決を意味するものではなく、部落差別的な言動が続く限り、着実な取り組みを継続する必要があることを示しています。

本市においても、平成19年7月に実施した「人権に関する市民意識調査」で約6割の人が、同和問題にかかわる差別が残っている、と答えており、引き続き、地道な啓発に取り組む必要があります。

(2) 推進（取組）方針

特別措置法は失効しましたが、同和問題は引き続き解決に向け取り組まなければならない重要課題であり、今後も粘り強く教育・啓発を推進していく必要があります。

差別意識の解消に向けた教育・啓発の取り組みにあたっては、平成8年の「地域改善対策協議会意見具申」を尊重し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえるとともに、同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、関係機関や庁内関係部課等との連携を図りながら、一層の教育・啓発活動の充実に努めます。

女性の人権

(1) 現状と課題

本市では、昭和63年(1988年)の婦人問題担当窓口の開設を皮切りに、女性政策や男女共同参画の取り組みを行ってきました。

平成10年(1998年)には女性の地位向上、女性問題の解決と男女共同参画社会の実現を目指した10年間の行動計画として、「まえばし Wind プラン 21」(平成10～19年度)を策定しました。

平成11年(1999年)の男女共同参画社会基本法の制定を受け、これまでの女性問題の解決を中心とした女性政策から基本法に基づく男女共同参画政策へと発展させ、施策強化を図る必要が生じ、市民との2年間に及ぶ検討を重ね、平成15年(2003年)3月、「まえばし男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成16年(2004年)には条例に基づく基本計画として、「前橋市男女共同参画基本計画まえばし Wind プラン 2004」(平成16～20年度)を策定して、さまざまな分野における男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

まえばし Wind プラン 2004 が平成20年度に計画期間が終了することに伴い、次期基本計画の策定に向けて平成19年7月に「男女共同参画に関する意識調査」を行い、調査結果から得られた現状や課題を踏まえるとともに新たな政策課題を解決するために、平成21年3月、「前橋市男女共同参画基本計画(第三次) まえばし Wind プラン 2009」を策定しました。

なお、現状では、「男は仕事、女は家庭」とする固定的性別役割分担意識の解消はじめ、家庭と仕事との両立、意思決定の場への男女の積極的な参画、女性に対する暴力や権利侵害など、解決しなければならない多くの課題があります。

(2) 推進(取組)方針

「前橋市男女共同参画基本計画(第三次) まえばし Wind プラン 2009」では、条例前文で定める「市民一人ひとりが、お互いを大切にし、性別にかかわらず、個性を輝かせて生き生きと暮らすことができる」男女共同参画社会を実現するため、条例第3条に基づく基本理念を計画の理念として、3つの基本目標、7つの施策の方向と、16の主な施策を定め、総合的、計画的に推進します。

子どもたちの人権

(1) 現状と課題

子どもたちを取り巻く環境は、急速な少子化や核家族化の進行、携帯電話やインターネットの高速の普及などで目まぐるしく変化し、多くの情報が氾濫する中で育児不安や児童虐待が深刻化しており、子どもの発達を妨げる要因となっています。

また、児童買春・児童ポルノ、薬物の乱用など、子どもが犯罪の被害者となる危険が増加し、子どもたちの心身の健全な発達に深刻な影響を与えるような状況が発生しています。

そして、小中学校でのいじめや不登校は教育にとどまらず、社会的にも大きな問題となっています。

このような状況にある中で、子どもも一人の人間であるということが認識され、その意見や気持ちが尊重されながら、成長過程で生じるさまざまな悩みに答えることのできる組織・支援体制の充実が重要となっています。

子どもたちが健やかに成長していくうえで、家庭での保護者の役割は大変重要であり、その家族を支えるため、地域社会や関係機関を含めた相談や支援などの体制作りが必要です。

また、保育所や幼稚園、学校は、子どもたちの健やかな成長のためにきめ細かな見守りと支援を行うことが必要で、家庭、地域、関係機関との、より効果的な連携が求められます。

(2) 推進（取組）方針

本市の取り組みについては、「次世代育成支援行動計画」を策定し、「子ども達の幸せをみんなの幸せにするために」を基本理念に、未来を担う子ども達の権利を擁護し、心豊かで健やかに育つよう、社会を構成する全ての人々が協働して、子ども達と子育て家庭を支える社会を目指し、次の施策を推進します。

子どもたちが安心して健やかに成長できるよう、子どもや家族、地域などに対する支援体制を整備していくとともに、子どもたちの成長段階に応じた啓発活動や、関係者への啓発活動の充実を図ります。

子どもたちの健全な育成を目指して、保育所や幼稚園、学校、家庭、地域社会が一体となった施策を推進します。

児童虐待については早期発見と早期対応が重要であることから、母子保健事業との連携を図り予防に努めるとともに、組織体制を充実し、児童相談所等の関係諸機関との連携をより一層強化することで、早期発見や防止、適切な保護に努めます。

いじめ対策について、各学校では、いじめアンケートや「いじめチェックシート」の活用のほか、相談体制の整備・充実、保護者との適切な連携、スクールカウンセラーの積極的な活用を通じ、また、学校全体での組織的な対応によって、未然防止、早期発見、早期解決に努めます。

高齢者の人権

(1) 現状と課題

本市の高齢化率は、平成22年(2010年)10月1日現在で23.3%、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も12.9%を占めて、年々増加しています。

国では、平成7年(1995年)12月に「高齢者対策基本法」を施行し、高齢社会に向けた対策を総合的に推進しています。

また、平成12年(2000年)4月から「介護保険法(制度)」が施行されて、各種の介護サービスが受けられるようになりました。平成18年(2006年)4月からは「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行され、虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等について定められました。

なお、本市では、平成21年(2009年)3月に第4期「まえばしスマイルプラン」(老人福祉計画・介護保険事業計画)を策定しました。

特に、人権に関連する理念として、「包括的に高齢者を支援する体制の必要性」や「利用者の権利を保護する仕組みづくりの充実の重要性」を規定しています。

前橋市人権に関する市民意識調査の結果では、高齢者に関する人権上の問題のある事項として、「十分な看護や介護が受けられない33.5%」、「経済的な保障が不十分な人がいる25.0%」、「家庭や地域社会から孤立している人が多い24.7%」、「悪徳商法の被害が多い23.9%」、「高齢者に対する周囲の温かい心が欠けている18.5%」、「認知症等の高齢者に対する虐待17.5%」等が主な問題となっています。

高齢者が抱えているこのような諸問題に対応するとともに、すべての高齢者が人権を尊重され、差別を受けることなく生きがいを持って、安心して暮らせる地域社会の実現に向けての取り組みを推進することが求められています。

(2) 推進(取組)方針

「まえばしスマイルプラン」に基づき、高齢者が一人の人間として、これまで果たしてきた役割や功績と共に尊重され、長年培ってきた知識や経験を活かし、地域の支え手として生きがいを持って、住み続けられるための支援や介護等の支援が必要になっても、安心して受けられる福祉施策を推進します。

主な取組として、地域包括支援センターの総合相談窓口の充実や高齢者の権利擁護のための成年後見制度等の利用支援、認知症高齢者への支援、高齢者虐待の早期発見・防止などの支援体制の充実に努めます。

障害者の人権

(1) 現状と課題

障害福祉施策は、平成18年(2006年)4月から障害者自立支援法が施行され、障害の種別(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず、福祉サービスが一元的に提供できるようになりました。

障害者の問題については、障害の種別によっても求められている施策が異なるため、障害者一人ひとりに対応できるものでなければなりません。

人権に関する市民意識調査結果からも障害者に対する理解、地域生活をする上での基盤整備や就労を進めるための支援などが求められています。

このようなことから、障害者が住みなれた地域で安心していきいきと暮らすためには、地域社会全体で支えていく基盤整備、普通に地域で生活できる地域生活支援及び障害者個々のニーズと適性に応じた自立と社会参加を促進する施策の展開が課題となっています。

(2) 推進(取組)方針

本市の取り組みについては、平成18年度に策定した前橋はーとふるプラン(前橋市障害者福祉計画2006)に基づき、ノーマライゼーションの実現に向け、地域であたりまえに暮らしたいという一人ひとりの思いを大切にすることを基本理念とし、次の施策を推進します。

市民一人ひとりが障害や障害のある人のことをよく知った上で、理解や行動をしていくことができるよう広報・啓発活動を実施していきます。

障害のある人に対する差別や偏見を持たないよう「こころ」の中にある障壁(バリア)をなくすための心のバリアフリーを進めます。

障害のある人がその適性と能力に応じて、可能な限り雇用の場につくことができるよう支援していきます。

誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れた総合的な福祉の街づくりを推進します。

公共施設をはじめとする市内にある既存資源の活用や、移動支援等の福祉サービスの充実等により、さまざまな社会活動に参加できる機会の拡大を図ります。

外国籍の人たちの人権

(1) 現状と課題

国際化の進展により、本市でも多くの外国籍の人たちが生活しています（平成23年7月末現在、4,378人、63国籍）。

外国籍の人たちの中には、言語や文化、習慣の違いなどから、生活に不便を来したり、差別や偏見を受けることもあります。また、外国籍の人たちが、日本の社会生活上のルールをよく理解していなかったり、生活習慣が異なっていることなどによりトラブルが生じることもあります。

こうした人々と互いの文化の違いを理解し、認め合い、共に生きる多文化共生社会を形成していく必要があります。そのために、市民の国際意識を高め、各国の人々との交流を通して、市民一人ひとりが異なる文化や価値観への理解を深めることが必要です。

そして、外国籍の人たちが、言語や風俗、習慣等の違いから日常生活で困ることがないように、安心して生活できる環境づくりが求められています。

(2) 推進（取組）方針

外国籍の人たちが、地域住民とのコミュニケーションができるよう支援し、差別や偏見のない、暮らしやすい多文化共生の環境づくりを進めていくために、次のように取り組んでいきます。

外国籍の人たちが、生活していく上で必要な情報を多言語（英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語）で提供するとともに、前橋市国際交流協会と連携し、「外国人相談窓口」、「日本語教室」などを実施し、日常生活上の問題解消に努めます。

また、市民の国際理解を深めるため、前橋市国際交流協会など関係団体と連携して、市民と外国籍の人たちとの交流事業を実施するとともに、諸外国の生活や文化等を理解するための講座や研修会を開催します。

HIV感染者、ハンセン病患者等の人たちの人権

(1) 現状と課題

2009年の国内におけるHIV感染者報告数は、1,021件で、2008年、2007年に次ぎ過去3位、エイズ患者報告数は、431件で過去最高と同数でした。感染経路では性的接触、特に同性間性的接触、性別では男性、感染地別では国内感染が多数を占めています。

エイズは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）というウイルスによって引き起こされる感染症で感染経路は限られており、また感染力が弱いため学校・職場・家庭等での日常生活では感染しません。

HIVやエイズに関する誤った知識で、多くのHIV感染者とエイズ患者は、職場や社会での差別や偏見に悩んでいます。

ハンセン病は、「らい菌」によって引き起こされる慢性の細菌感染症の一種です。有効な治療法がなかった時代は差別や偏見がありましたが、「らい菌」の感染力は非常に弱く、日常生活で感染することはほとんどありません。また、不治の病ではなく、治療により現在では完治し、早期に治療すれば、身体に障害を残すことは少なくなりました。現在、ほとんどの人が、ハンセン病が治っていますが療養所に入所しています。

平成8年（1996年）に施行された「らい予防の廃止に関する法律」により、隔離政策はなくなり入所者は自由に療養所を退所できますが、長期の隔離による家族・親族との疎遠、入所者の高齢化や後遺症などから社会に出て生活することが困難な状況となっており、まだ多くの人が療養所で生活しています。

HIV感染者、エイズ患者、ハンセン病患者及び元患者に対する日常生活や学校、職場等における、誤解・偏見による差別の解消やプライバシーが侵害されることのないよう、人の生命の尊さや、生きることの大切さを広く市民に伝えることが必要です。

(2) 推進（取組）方針

エイズに対する正しい知識の普及、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別、誤解をなくすため、広報まえばしへの啓発記事の掲載、パンフレットの配布、HIV検査普及週間の実施、世界エイズデーにあわせた啓発パネル展等を行います。保健所では、エイズを含めた性感染症の検査を無料・匿名で行っています。

市内の小・中学校においては、児童生徒の発達段階に応じた指導を行い、正しい知識や人間の生き方についての理解を図ります。

また、ハンセン病の人たちが社会復帰して生活できるよう、偏見や差別の解消、受け入れや支援の体制づくりを関係機関と連携し推進します。

犯罪被害者やその家族の人権

(1) 現状と課題

私たちを取り巻く社会は、必ずしも「安全で安心して暮らせる社会」とは言えません。連日、新聞やテレビなどで報道されているように、犯罪があとを絶たず、私たちや家族が運悪く犯罪に遭遇し、その被害者となる可能性は否定できません。

犯罪被害者等(犯罪被害者とその家族または遺族をいいます。)は、生命や身体だけでなく、精神的な面からも大きな傷を負うこととなります。これまでのような平穏な日常生活を送ることができず、経済的にも大きな損失を被る場合があります。

さらに、第一義的責任を負うのは加害者であるにもかかわらず、心ない噂話などにより、犯罪被害者やその家族が社会において孤立することを余儀なくされるなど、副次的な被害に苦しめられることも少なくありません。

そこで国では、平成16年(2004年)に犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、国、地方公共団体、国民の責務を具体的に示した「犯罪被害者等基本法」を制定しました。また、この基本法の施行を受けて翌年には、「犯罪被害者等基本計画」が策定され、損害回復・経済的支援等への取り組みなどの具体的な施策が定められ、その後、犯罪被害者給付金制度の拡充や犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することができる制度が実現しました。

この法律の基本理念にのっとり、県や警察においても関係機関や民間団体と連携しながら、犯罪被害者等の支援を行っています。しかしながら、被害者やその家族の方々が置かれている状況について、社会全体から十分な理解を得るまでには至っていないのが現状です。

したがって、犯罪被害者やその家族の人権を守るため、より多くの市民の理解を深め、社会全体で支援していくという気運を高める必要があります。そのために、関係機関や民間団体と連携しながら、犯罪被害者等の人権を守る社会環境の醸成を図るとともに、支援体制の整備と充実を図る必要があります。

(2) 推進(取組)方針

犯罪被害者等が、一日も早く社会生活になじめるよう、県や県警、民間団体などと連携を取りながら支援に努めます。

また、副次的な被害に苦しめられることのないよう、啓発活動等に取り組みます。

インターネット悪用による人権問題

(1) 現状と課題

インターネットは知りたい情報を誰もが簡単に入手できる道具として、現在私たちが社会生活を行う中で、なくてはならない存在となっています。しかし、その利便性の裏側で、匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を傷つけ、差別を助長する表現や有害な情報の掲載など、他人の人権を侵害する行為が後を絶たず、ますます増える状況にあります。

こうした問題に対処するため、国では、平成14年(2002年)に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信情報者の開示に関する法律」を施行するなどの取り組みを行っていますが、未だ十分な成果を上げていません。

(2) 推進(取組)方針

インターネットを利用した情報発信には、回復困難な損害を生むことを充分認識し、国及び県と歩調をあわせながら、プロバイダ等への働きかけを進めるとともに、学校における情報教育等の中で、早い段階からモラルのある利用について指導を進めます。

その他の人権問題

(1) 現状と課題

現在私たちの周りには、これまでに述べてきた人権問題のほかに、さまざまな問題が存在しており、市民意識調査の結果からも、「北朝鮮当局による人権侵害」、「ホームレスの人権」、「刑を終えて出所した人の人権」、「性同一性障害者の人権」等に関心が寄せられています。

(2) 推進(取組)方針

現在、関心を持たれている人権問題以外にも、今後社会が益々進展し複雑化していく中で、新たな人権問題が生じてくる可能性は否定できません。そのような中で、人権を尊重するという視点に立った教育や啓発の取り組みを今後も推進します。

第5章 人権に関係の深い職業従事者に対する人権教育、啓発の推進

1 行政職員

行政職員は、全体の奉仕者として市民生活に深く関わる業務を幅広く行っていることから、憲法の基本理念の一つである基本的人権を尊重し、常に人権的配慮を心がけながら職務に取り組む必要があります。

行政に携わる職員として人権問題全般に対する正しい認識や理解を深めるため、現在、階層別基本研修のカリキュラムの中に人権問題、男女共同参画等に関する研修を取り入れて、職員の資質向上に努めています。

今後も引き続き、職員一人ひとりの人権意識、人権感覚を高め、より一層市民の立場に立って職務を行うよう、人権に関する研修を計画的に実施していきます。

2 教職員

教職員は、常に児童生徒の人権を擁護するとともに、学校におけるあらゆる機会をとらえて、児童生徒の人権意識を育む使命があります。そのため、教職員自らが高い人権意識を持つ必要があります。前橋市教育委員会では、群馬県教育委員会等の指導も仰ぎながら、教職員対象の人権感覚育成実技研修会、人権教育研修講座、人権教育授業研修会等を計画的に実施していきます。

3 社会教育関係者

公民館職員等社会教育関係者は、人権教育を推進する指導的立場にあり、その資質能力は重要な条件の一つです。人権に関する今日的な課題は、多様化しており、それらに対する認識を一層深める研修が必要となります。

そこで、専門職員としての一般的な資質向上の研修に加え、国や県等が主催する人権問題を扱った各種研修に参加を促し、研修の成果が人権教育の推進に生かされるよう努めます。

4 医療、福祉関係者

病院・診療所などの医療機関に従事する医師や看護師といった医療関係者は、人々の命を預かり健康の回復を図るといった崇高な使命のもとにあり、高い倫理観や道徳観、人権意識が求められます。

また、地域において日常的に福祉に携わる民生委員児童委員をはじめ、福祉施設・事業所の従事者は、地域住民やサービス利用者の生活に直接かかわることが

多いことから、個人の尊厳とプライバシー保持の重要性を十分認識し、人権意識に根ざした行動を実践することが求められています。

そのようなことから、医療、福祉関係者すべてが人権問題を正しく認識・理解し、患者やサービス利用者などを個人として尊重するとともに、プライバシーへの配慮や相談内容等個人情報の保護に努めるなど、人権に関してきめ細やかな配慮を行うことができるよう、機会を捉えて啓発に努めます。

5 消防職員

消防職員は、市民の生命、身体、財産を守ることを職務としており、その活動を行う上で高い人権意識を持って市民と関わることを求められています。

本市では、行政職員と合同で行う階層別基本研修の中で導入している人権研修により職員の資質向上に努めています。

今後も引き続き、人権問題に対する正しい認識や理解が深まるよう、人権に関する研修を計画的に実施していきます。

6 マスメディア関係者

情報化社会進展の中にあって、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアが市民の意識形成に与える影響は大きなものがあり、人権尊重社会の進展には、大きな役割や期待があります。このことから、マスメディア関係者には、常に人権に配慮した取材活動や報道といった自主的な取り組みが行われるよう促します。

第6章 計画の推進

1 庁内の推進体制

本計画に基づく人権教育、啓発の推進にあたっては、全庁的な人権施策の推進体制である「人権施策ネットワークプロジェクト」の組織を活用し、各部署で実施される人権施策が、効果的に実施されるよう調整を行いながら推進します。

2 関係機関との連携

本市の目標である「一人ひとりを尊重する社会の推進」には、本市で実施する施策だけでは限界があることから、市民の理解と協力とともに、関係機関や関係団体との連携及び協力が必要です。

本市も構成メンバーとなっている「群馬県人権啓発活動ネットワーク協議会」、「県央地域人権啓発活動ネットワーク協議会」、「前橋市人権擁護委員会」等の関係団体と協働し、効果的で有効な啓発活動となるよう連携を進めます。

3 計画の評価と見直し

本計画については特に推進期間を設定しませんが、5年を目安に市民の人権に対する意識調査等を行い、国や県の動向及び社会情勢の変化を踏まえ、随時修正することとします。

《 資 料 》

世界人権宣言（仮訳文）

< 1948年12月10日国連総会採択 >

世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。1948年12月10日に第3回国連総会において採択されました。なお、1950年の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国連憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国連総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる自由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的なもしくは屈辱的な取扱もしくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公平な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1. 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
2. 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰は課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭もしくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1. すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
2. すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1. すべて人は、迫害からの避難を他国に求め、かつ、これを他国で享有する権利を有する。
2. この権利は、非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為をもっぱら原因とする訴追の場合には、採用することはできない。

第15条

1. すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
2. 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1. 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2. 婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3. 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1. すべての人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2. 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由を享有する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1. すべて人は、平和的な集会及び結社の自由を享有する権利を有する。

2. 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1. すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2. すべて人は自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3. 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由

な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利の実現に対する権利を有する。

第23条

1. すべて人は、労働し、職業を自由に選択し、公平かつ有利な労働条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2. すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の労働に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3. 労働する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公平かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4. すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加入する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

1. すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2. 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を享有する。

第26条

1. すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2. 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の教科を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的もしくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3. 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1. すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

2. すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1. すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2. すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び事由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3. これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

第3章 国民の権利及び義務

第11条〔基本的人権〕

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条〔個人の尊重と公共の福祉〕

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条〔思想及び良心の自由〕

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条〔信教の自由〕

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条〔学問の自由〕

学問の自由は、これを保障する。

第 24 条〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
児童は、これを酷使してはならない。

第 10 章 最高法規

第 97 条〔基本的人権の由来特質〕

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日法律第147号

第1条（目的）

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

第2条（定義）

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

第3条（基本理念）

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

第4条（国の責務）

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第6条（国民の責務）

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第7条（基本計画の策定）

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第8条（年次報告）

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第9条（財政上の措置）

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

第1条（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

第2条（見直し）

この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画

平成23年8月

前橋市市民部いきいき生活課

〒371 8601 前橋市大手町二丁目12番1号

TEL 027 898 6236

ホームページ <http://www.city.maebashi.gunma.jp>